

新旧対照表

○公衆浴場法施行細則

新	旧																		
(浴槽水等の水質基準) 第7条 (略) 2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。 <table><tr><td>1・2 (略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 <u>大腸菌</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 (略)</td><td></td><td></td></tr></table>	1・2 (略)			3 <u>大腸菌</u>	(略)	(略)	4 (略)			(浴槽水等の水質基準) 第7条 (略) 2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。 <table><tr><td>1・2 (略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3 <u>大腸菌群</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 (略)</td><td></td><td></td></tr></table>	1・2 (略)			3 <u>大腸菌群</u>	(略)	(略)	4 (略)		
1・2 (略)																			
3 <u>大腸菌</u>	(略)	(略)																	
4 (略)																			
1・2 (略)																			
3 <u>大腸菌群</u>	(略)	(略)																	
4 (略)																			